

総選挙結果 自公2/3維持のもと 市民と野党の共同勢力は前進

安倍改憲ストップのたたかひの強化へ



発行責任者
勝見 忍
山形市薬師町2-6-15
TEL 023(615)2172
FAX 023(615)2173
URL: <http://www.yamagataroren.com/>
Email: yamagataroren@yahoo.co.jp

希望が後退 県内公認候補は全員落選

十月二十二日投票で行われた第四十八回総選挙は、自民・公明の与党が合わせて、改憲発議可能な三分の二の議席を維持しました。一方、市民と野党の共同に、深刻な逆流をもたらした希望の党は失速し、公示前議席数すら後退させました。山形県内の三選挙区で希望の公認となった三氏も全員落選、比

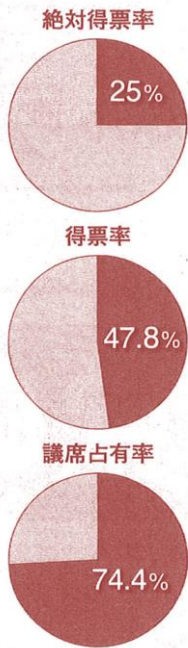
例復活もならず、自民党が独占する結果となりました。今回の選挙で、立憲民主党、共産党、社民党の三野党が、市民連合と政策合意を結び、協力・連携してたたかひ、共産党が後退したものの、立憲民主党が55議席へ大躍進し、野党第一党となりました。三野党全体としては、公示前の38から69議席へと増やしました。

小選挙区制の害悪は明らか 自民47%の得票で74%の議席

自民・公明の獲得議席は310議席で衆院定数465の三分の二を占めました。小選挙区で自民党は約2650万票を獲得し、得票率は47.82%。289議席中215議席を獲得

得し、議席占有率は74.4%にのぼります。民意を最も反映する比例代表では、得票率33.28%に対し、比例の議席占有率は37.5%でした。民意をゆがめる小選挙区制度を見直すべきときです。

自民党 小選挙区での得票率と議席は…



総選挙結果についての全労連談話を掲載します。

十月二十二日投票で行われた総選挙では、自民党が過半数を大きく上回り、与党は改選前をわずかに下回ったものの自公で衆議院の三分の二(三一〇議席)をこえる議席を獲得する結果となり、安倍政権が継続することとなった。第九条を含む改憲を容認する姿勢を示した希望の党、日本維新の会の当選者が増えると、改憲勢力が衆議院の四分の三を占める結果となり、国会での改憲の動きが加速される事態となった。

野党では、憲法違反の安保法制(戦争法)の廃止と安倍政権による憲法九条改憲反対を明確にし、市民連合(安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合)の「7項目要望」実現の立場に立つ、立憲民主党、日本共産党、社民党三党が総数で改選前議席を増加させた。全国249の選挙区で何らかの形で市民と野党の共同で選挙が取り組まれた効果である。自民党候補が勝利した選挙区でも、これまで積み上げられた市民と野党の共同こそが展望を拓くことになることが明らかになった。その点で、市民との共同に背を向け、改憲容認という「踏み絵」での選別・排除を行い、共同に分断を持ち込んだ勢力の罪は極めて大きい。

その点もふまれば、自民党が選挙区で獲得した217議席(小選挙区定数の75%)は、一票の差でも議席を占有できる小選挙区制の下での虚構多数であり、安倍政権の継続を民意が支持した結果とは言えない。安倍首相は、選挙開票時のマスコミインタビューで、「(改憲は)自衛隊明記で議論」と答えたが、今回の選挙でそのような信任が寄せられたとは到底言えない。

全労連は、突然の総選挙を安倍政権退陣に追い込む構えで、九条改憲を断念させ、戦争法など違憲立法を廃止できる政治、アベノミクス・働き方改革を中止させて雇用と暮らしを守る政治への転換を求め、格差と貧困の是正など切実な要求と結んだ選挙闘争を呼びかけた。また、前進・発展してきた市民と野党の共同の一翼を担った奮闘を呼びかけた。そのような立場からすれば、今回の総選挙の結果は十分なものとは言えない。

しかし、総選挙も通じて、憲法・立憲主義擁護の民主的な政治が、戦争する国、企業が世界で一番活動しやすい国をめざす政治の二者択一が迫られる情勢にあることはいよいよ明白である。安倍首相とその家族による国政私物化の疑惑解明も残されたままである。

このことからしても、安倍暴走政治に反対する運動の継続と強化が必要である。総選挙でもさらに前進した市民と野党の共同を引き続き発展させ、開始されている「安倍改憲NO!全国市民アクション」の取り組みを一気に強めて、自公の虚構の多数の下でも悪政を阻止し、九条改憲を許さない状況を早期に作り出さなければならぬ。

当面、市民アクションが呼びかける

「11・3国会包囲大行動」とこれに呼応し国会包囲大行動」とこれに呼応した全国各地の行動を大きく成功させ、市民とともに反撃の一步を踏みだそう。

全国労働組合総連合 事務局長代行 橋口 紀塩

総選挙結果について の市民連合の見解を 掲載します

十月二十二日に投票が行われた第四十八回衆議院議員選挙において、自民党・公明党の与党が三分の二の議席を確保する結果となりました。市民連合は、安倍政権がこの多数基盤の上に、憲法の基本精神を破壊する方向でその改定を具体化するのを強く危惧します。

選挙戦の中で行われたいくつかの世論調査では、内閣支持率が低下し、不支持率が下回るものもありました。その意味で、国民は安倍政権を決して信頼したり、評価したりしているわけではないことは明白です。投票率も戦後最低レベルに留まっています。与党の巨大な議席は、勝者にボーナスを与える小選挙区制度がもたらした、民意からの乖離といわなければなりません。

野党側では、民進党が分裂したことが与党の大勝を招いたことも事実です。総選挙における立憲勢力の前進のために市民と野党の協力体制の準備を進めていたことを無視し、前原誠司代表が希望の党への合流を強引に推し進め、民進党を分裂させ、野党協力の態勢を壊したことは、強く批判されるべきだと考えます。

しかし、立憲民主党が選挙直前に発足し、野党協力の態勢を再構築し、安倍政治を憂える市民にとつての選択肢となったことで野党第一党となり、立憲主義を守る一応の拠点ができたことは一定の成果と言えるでしょう。この結果については、自党の利益を超えて大局的視野から野党協力を進めた日本共産党の努力を高く評価したいと考えます。社会民主党も野党協力の要としての役割を果たしました。

そして何よりも、立憲野党の前進を実現するために奮闘してきた全国の市民の皆さんのエネルギーなくして、このような結果はあり得ませんでした。昨夏の参議院選挙につづいて、困難な状況のなかで立憲民主主義を守るための野党共闘の構築に粘り強く取り組んだ市民の皆さんに心からエールを送ります。与党大勝という結果は残念では

ありますが、安倍政治に対抗すべき市民と野党の共闘のあるべき姿がこの選挙戦を通じて明確になったことには意味があると思われまふ。違憲の安保法制を前提とした憲法九条改悪への反対と立憲主義の回復などを共通の土台とした今回の市民と野党の共闘の成果を踏まえ、立憲野党が、無所属、その他の心ある政治家とともに、強力な対抗勢力を再構築することを心より期待し、市民連合もできるかぎりの応援をしたいと思います。

衆議院で与党が三分の二を確保したことにより、安倍政権・自民党は近い将来、憲法改正の発議を企てるのが予想されます。もちろん、現在の国民投票法は、運動に関する規制があまりで、資金の豊富な陣営がテレビコマースナルなどを通して民意を動かすことができるなど大きな欠陥があり、市民連合は現行制度のままの改憲発議に反対します。しかし、万一、与党が数を頼んで改憲発議を行った場合、市民連合は国民投票において、安倍政権の進める憲法改正に反対するための大きな運動をつくるために、立憲野党とともにさらに努力を進めていきたいと思います。

安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合

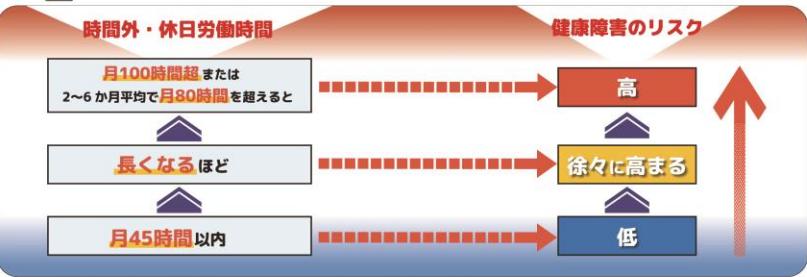
11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。



労働時間等の現状
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性
長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

- 1 労使の主体的な取組を促します。使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介いたします。
- 3 重点監督を実施します。長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。
- 4 電話相談を実施します。「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局長が相談に対応します。実施日時：平成29年10月28日(土)9:00~17:00 0120-794-713

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握し、次の措置を講じましょう。

- ① 時間外・休日労働時間を削減しましょう。
 - 36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)で定める延長時間は、限度基準^{※1}に適合したものとする必要があります。
 - 特別乗付付き協定^{※4}により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
 - 休日労働についても削減に努めましょう。
- ② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
 - 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
 - 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
 - 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業の解消するために^{※5}

- ① 職場風土を改革しましょう。
- ② 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)
※2 「過重労働による健康障害を防止するための事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)
※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)
※4 「臨時に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別乗付付き協定を結ばば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。」
※5 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は
平成29年10月28日(土) 休日電話相談 ▶ 0120-794-713 にご相談ください。

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。
都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)
労働条件相談はつライン 0120-811-610 (月~金 17:00~22:00、土・日 10:00~17:00)
労働基準関係情報メール窓口(情報提供) 労働基準 メール窓口 検索

5 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。
企業の労働担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で合計66回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。
【専用ホームページ】 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>